

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

### 奈良県人事委員会規則第十三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十三 犯罪被害者等支援作業（犯罪被害者及びその家族又は遺族等に対するカウンセリングを行う作業に限る。）

第十二条第一項の表に次のように加える。

第二十三号の作業	作業に従事した日 一日につき 五百円
----------	--------------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。